

薬代が節約できるかも？

ジェネリック医薬品の正しい知識を身につけよう



Illustration: Masami Harada

2 ジェネリック医薬品のメリットは？

ジェネリック医薬品のメリットの1つは、価格です。新薬の約3割～5割ほど安いので、薬を長期間飲む必要がある病気の場合、ジェネリック医薬品を選ぶと薬代が安く抑えられます。

たとえば高血圧症の場合、1日3錠を365日服用する場合の薬代は、新薬では15,330円(3割負担の場合)ですが、これをジェネリック医薬品に替えると、価格が高いもので8,780円、低いものでは14,240円もの薬代を節約できます。糖尿病の場合も、価格が高いもので5,480円、低いものでは7,670円の節約になります。(表参照) ※価格は平成24年4月現在のもの

また、ジェネリック医薬品は、新しい技術を使って、味が苦い薬が飲みやすい味に改良されていたり、大きい錠剤の薬が小さく改良されていたりと、患者さんのニーズに合うようさまざまな工夫が施されているのもメリットの1つといえます。

今使用している薬が飲みづらい...と思っている人は、一度かかりつけの医師に相談し、ジェネリック医薬品の有無を確認してみるのも良いでしょう。

ですが、薬によってはジェネリック医薬品がない場合もあります。今飲んでる薬にジェネリック医薬品があるかどうかは、日本ジェネリック医薬品学会が運営するジェネリック医薬品の情報サイト「かんじゃさんの薬箱」(<http://www.generic.gr.jp/>)で確認できます。

COLUMN

国の目標は使用率60%!

ジェネリック医薬品のある薬のうちジェネリック医薬品が使われている割合は、ヨーロッパでは60～80%、アメリカでは90%以上を占めています。しかし、日本での使用率は平成25年9月現在46.9%(推計値)に留まっています。

日本では医療費が膨らみ続けていて、健康保険組合などの医療保険者の財政や、国の財政を圧迫しています。少しでもこの状況を改善するには、ジェネリック医薬品の使用率を増やし、薬代を抑えていくことも大切なことです。

国は平成30年までに、日本での使用率を60%に引き上げることを目標に、使用促進に向けた活動を展開しています。



テレビCMなどでも最近よく耳にする「ジェネリック医薬品」。「ジェネリック医薬品に変更できますが、どうしますか?」と、病院や薬局で聞かれたことはありませんか?

知っているようでよく知らないジェネリック医薬品について、他の薬と何が違うの? どうして安い? など、さまざまな疑問にお答えします。

1 ジェネリック医薬品ってなに?

病院などで処方される薬(医療用医薬品)には、先発医薬品と後発医薬品の2種類があります。

先発医薬品は、最初に開発され、国の承認を得て発売された薬のことです。今までになかった、いわゆる新薬のことを指します。新薬を開発した会社には特許権が与えられ、20～25年の間独占的に製造と販売を行うことができます。

一方の後発医薬品は、「ジェネリック医薬品」と呼ばれています。ジェネリック医薬品は、新薬の特許が切れた後、新薬と同じ有効成分で造られ、効き目や安全性が「新薬と同等」であることを条件に、厚生労働省から製造・販売を承認された薬で、価格が新薬の3割以上安く設定されています。

ジェネリック医薬品の安さの理由は、開発コストなどが抑えられることにあります。新薬の開発には数十年を要し、費用は数百億円にもなる場合があります。新薬の価格には、そのコストが反映されているのです。ですが、ジェネリック医薬品は、すでに効き目などが実証されている新薬の有効成分を使用して造られるため、開発期間やコストを低く抑えることができます。その結果、新薬よりも安い価格での販売が可能になるのです。

表

高血圧 ※1日1錠365日服用したと仮定			
	薬価	1割負担	3割負担
先発薬(新薬)	142.4	5,110	15,330
ジェネリック医薬品	安いタイプ 12.3 高いタイプ 56.4	360 2,190	1,090 6,570
差額は...?			
先発薬とジェネリック医薬品	安いタイプの場合 4,750 高いタイプの場合 2,920	14,240 8,760	

糖尿病 ※1日3錠365日服用したと仮定			
	薬価	1割負担	3割負担
先発薬(新薬)	40.2	4,380	13,140
ジェネリック医薬品	安いタイプ 15.3 高いタイプ 25.0	1,820 2,550	5,470 7,660
差額は...?			
先発薬とジェネリック医薬品	安いタイプの場合 2,560 高いタイプの場合 1,830	7,670 5,480	

参考：日本ジェネリック医薬品学会リーフレット「ご存知ですか? 家計にやさしいお薬!」
(価格は平成24年4月現在のものです。現在の価格と異なる場合があります。)



3 ジェネリック医薬品を使用するには?

ジェネリック医薬品の使用を希望する場合は、かかりつけの医師や薬局に相談しましょう。医師に直接言いにくい場合は、受付の人に相談してみるのもいいでしょう。健康保険組合などが配布している「ジェネリック医薬品お願いカード」を健康保険証と一緒に受付で提示する、健康保険証やおくすり手帳に「お願いシール」を貼るといった方法もありますので、上手に使って相談しましょう。

ただし、処方せんの「変更不可」欄に「✓」または「×」の記載がある場合は、医師がジェネリック医薬品ではなく、新薬を服用するよう指示をしていますので、薬局でジェネリック医薬品を希望した場合でも、変更はできません。

また、薬局によってはジェネリック医薬品を取り扱っていない場合もあります。ジェネリック医薬品取り扱い薬局は、けんぽれん(健康保険組合連合会)のホームページでも検索できますので、ジェネリック医薬品を希望される場合は、あらかじめ近くの薬局に取り扱いがあるかを確認しておくといいでしょう。

ジェネリック医薬品は、患者さん自身が選んで使用することが可能です。ただ、添加物が新薬と異なる場合もありますので、副作用のことなど、医師や薬剤師からきちんと説明を受けることが大切です。